

件名:御参考:非移民ビザによる米国への入国の制限に関する大統領令に関する法律事務所主催ウェビナーの開催

ポイント

6月22日に公布された非移民ビザによる米国への入国の制限に関する大統領令に関し、24日(水)にバーンズ&ソーンバーグ法律事務所主催でウェビナー開催が予定されており、参加募集が行われていますので、御参考までに共有いたします。詳細は本文をご覧ください。

本文

6月22日に公布された非移民ビザによる米国への入国の制限に関する大統領令に関し、24日(水)にバーンズ&ソーンバーグ法律事務所主催でウェビナー開催が予定されており、参加募集が行われていますので、御参考までに共有いたします。なお、詳細についてご質問等がある場合は主催者までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

なお、昨日の領事メールでお知らせした「2019年新型コロナウイルス大流行後の経済回復期における米国労働市場へのリスクとなる移民及び非移民の入国の停止」に関する大統領布告の詳細は以下の当館ウェブページをご覧ください。

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100067004.pdf>

日時:6月24日(水) 11:30~12:30(米国中部時間)

使用言語:英語

【緊急ウェビナー】一部の外国人就労者に米国入国を中止する新たな大統領令について

6月22日に一部のビザの新規発行を年末まで中止するという大統領令が発令されました。バーンズ&ソーンバーグ法律事務所では本件に関しまして6月24日に緊急ウェビナーを開催致します。

2020年6月22日、「新型コロナウイルス後の経済回復期に米国雇用市場にリスクとなる移民、非移民の入国中止(Suspension of Entry of Immigrants and Nonimmigrants who Present a Risk to the United States Labor Market During the Economic Recovery Following the 2019 Novel Coronavirus Outbreak)」という、現行の移民ビザ発行中止を延長し、新たに非移民ビザ発行を中止する大統領令が発令されました。本大統領令は2020年6月24日に実施され、新規ビザの発行は2020年12月31日まで中止されますが、その後も延期される可能性があり、更にH-1B、H-2B、J、Lのビザ申請者及びその家族に対してもビザ発行が中止されることになりました。

本大統領令に関し、バーンズ & ソーンバーグでは移民法弁護士による緊急ウェビナーを開催します。

緊急ウェビナーは英語になりますが、4人の移民法弁護士が最新の情報を解説し対策をお話します。

(日本語のご案内ページ)

<https://btlaw.com/ja-JP/insights/events/new-presidential-proclamation-suspends-entry-into-us-for-some-foreign-employees>

Webinars

New Presidential Proclamation Suspends Entry into US for Some Foreign Employees

On June 22, 2020, the Administration issued a presidential proclamation, “Suspension of Entry of Immigrants and Nonimmigrants who Present a Risk to the United States Labor Market During the Economic Recovery Following the 2019 Novel Coronavirus Outbreak,” extending the duration of a previously issued suspension of immigrant visas and creating a new suspension of non-immigrant visas. The new proclamation goes into effect on June 24, 2020, and extends the duration of the bar on immigrant visas through December 31, 2020 with potential extensions thereafter and created a new bar for those seeking to enter the U.S. in the H-1B, H-2B, J, and L nonimmigrant visa categories, along with their family members.

The Barnes & Thornburg immigration team will discuss the hot issues with the proclamation and what it means to you and your employer.

(English Page)

<https://btlaw.com/en/insights/events/new-presidential-proclamation-suspends-entry-into-us-for-some-foreign-employees>

当館連絡先 Tel: (312) 280-0400 (24時間対応) (注) Fax: (312) 280-9568 Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp (注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。